

例：夫婦（片働き）に令和6年6月1日にこどもが出生したケース

<当初調整給付時点>

・所得税における定額減税可能額 = 3万円 × 2(人) = 6万円 (令和5年12月31日時点の現況)

・個人住民税における定額減税可能額 = 1万円 × 2(人) = 2万円 (令和5年12月31日時点の現況)

<不足額給付時点>

・所得税における定額減税可能額 = 3万円 × 3(人) = 9万円 (令和6年12月31日時点の現況)

・個人住民税における定額減税可能額 = 1万円 × 2(人) = 2万円 (令和5年12月31日時点の現況)

例：3人家族（夫婦（片働き）＋子供）で令和6年6月1日に扶養親族等が亡くなられたケース

<当初調整給付時点>

・所得税における定額減税可能額 = 3万円 × 3(人) = 9万円 (令和5年12月31日時点の現況)

・個人住民税における定額減税可能額 = 1万円 × 3(人) = 3万円 (令和5年12月31日時点の現況)

<不足額給付時点>

・所得税における定額減税可能額 = 3万円 × 3(人) = 9万円 (死亡の時（令和6年6月1日）の現況)

・個人住民税における定額減税可能額 = 1万円 × 3(人) = 3万円 (令和5年12月31日時点の現況)